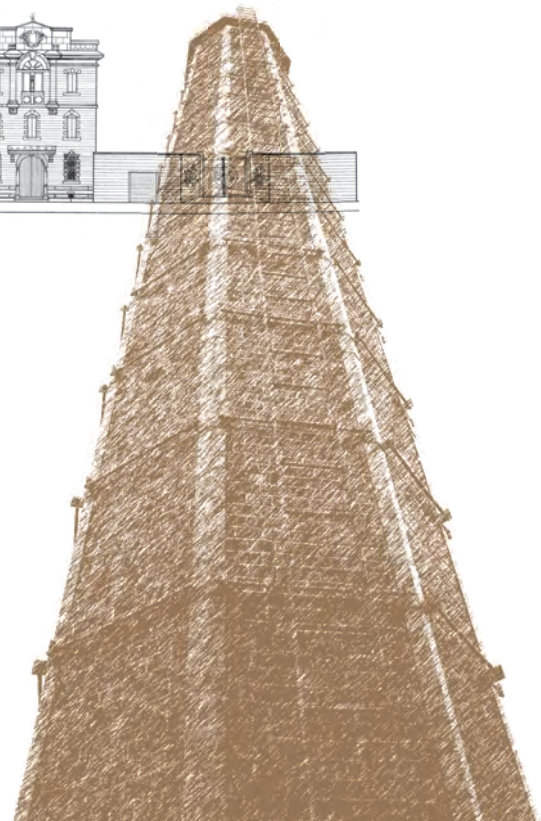
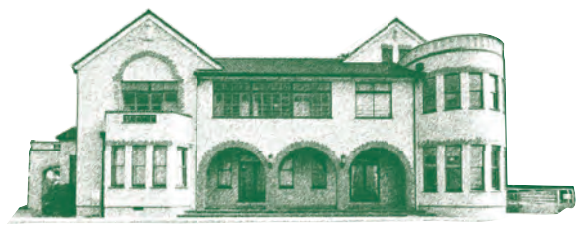


登録有形文化財建造物制度の御案内



# 建物を 地域と文化に



文化庁

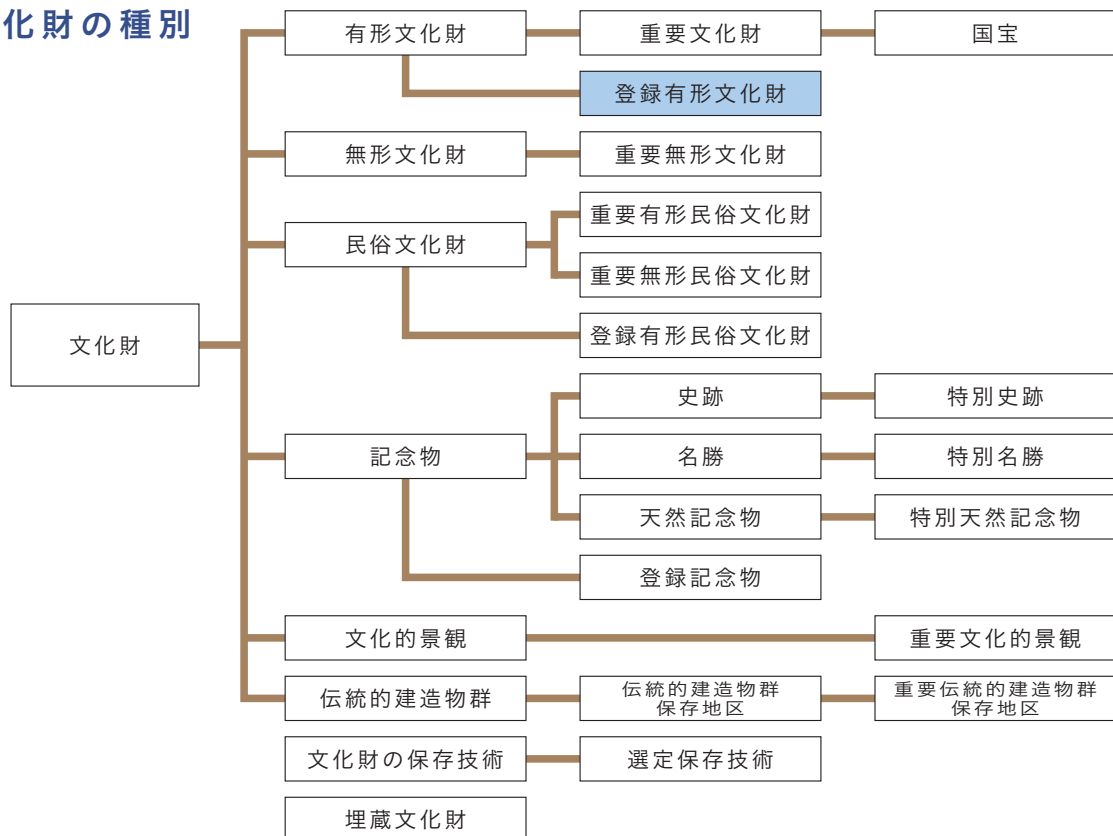


私たちの周りには、残していきたい風景がたくさんあります。身近な建造物であっても、地域に親しまれている建物や、時代の特色をよく表わしたもの、再び造ることができないものは、貴重な文化財です。この文化財建造物を守り、地域の資産として活かすための制度<文化財登録制度>が平成8年に誕生しました。

登録有形文化財建造物は、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。既に10,000件を超える建造物が登録されています。

これからも、この制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されています。

## 文化財の種別





## 登録の基準

原則として建設後50年を経過したもののうち、

一

国土の  
歴史的景観に  
寄与しているもの



高龍寺本堂（北海道）



白川橋（岐阜県）

二

造形の規範と  
なっているもの



名古屋大学豊田講堂（愛知県）



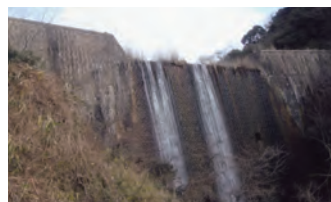
沖縄市立ふるさと園久場家住宅主屋  
（沖縄県）

三

再現することが  
容易でないもの



朝日小学校円形校舎（三重県）



五助堰堤（兵庫県）

## 登録有形文化財の活用例

登録有形文化財制度では、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴です。今までどおりにもよる、事業資産や観光資源にすることもできます。外観が大きく変わる場合や移築の場合などに現状変更の届出が必要となりますが、登録することで規制に強く縛られることはありません。例えば内部を一部改装し、ホールやレストラン、資料館などとして活用することもできます。事業の展開や地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財として緩やかに守ることができ、また、修理や管理について国（文化庁）に技術的なアドバイスを求めることもできます。

### case 1

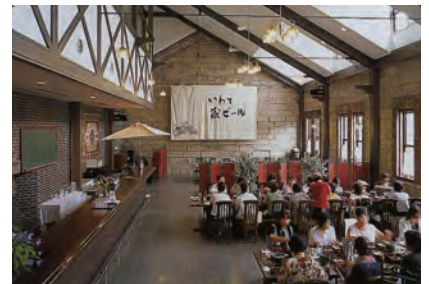
#### 世嬉の一酒造場（岩手県）

## 酒造施設を店づくりに活かす

大正8年に建設された酒造場施設。建物を地域の伝統文化の継承に積極的に役立たせたいとの所有者の思いにより、博物館や郷土料理店などに活用されています。伝統文化を活かし、サービスの向上を図ることによって、地域で長く親しまれる施設づくりに取り組んでいます。



かつては精米所などに使われた石造の建物で重厚な外観が特徴です。



広い内部空間を利用して、結婚式や会合などに使われています。

### case 2

#### 旧五十嵐歯科医院（静岡県）

## 歴史的建造物を住民参加の拠点として活かす

東海道の宿場町に建つ木造洋風の医院建築です。地域住民による「旧五十嵐邸を考える会」により、日常管理や維持修理、様々な活用が住民参加形式で行われています。近年は、先人の知恵を備えた文化財が現代の地域防災に果たす役割の検証などが行われています。



住民や観光客が気軽に立ち寄れるスポットとなっています。



イベントの際の会場や、集会施設などに利用されています。

### case 3

#### 深川家住宅（佐賀県）

## 広く公益的に人を呼び、まちづくりに活かす

NPO法人佐賀県CSO推進機構が深川家住宅の管理や活用を行っていますが、それだけにとどまらず、市内に点在する他の登録文化財などを含めた連携イベントを企画したり、さらには観光ボランティアガイドを育成するなど、様々な団体や個人と連携した取組を展開しています。



観光ボランティアガイドのスキルアップを進めています。



和の空間で大学生ボランティアが本の読み聞かせを行いました。

## 修理の補助

### 【登録有形文化財建造物修理補助事業】

地域の歴史的景観を活かしたまちづくりのために、登録有形文化財建造物を保存修理する場合などに、設計監理費の一部を補助しています。

#### Before \* After 1

旧吉川邸廐門 (山口県)

### 表構えを修復し、大邸宅を再現する

もと岩国藩主吉川家の本邸に明治25年に建設された廐門です。現在の規模となった昭和初期の姿に戻され、近代における大邸宅のたたずまいが再現されました。錦帯橋近くの吉香公園にあり、吉香神社などとともに建ち並び、地域の歴史を伝える歴史的建造物として親しまれています。



Before



After

#### Before \* After 2

總持寺祖院白山殿 (石川県)

### 災害からの復旧を進める

總持寺祖院の境内はたびたび火災に遭いましたが、白山殿は明治の大火での罹災を免れた境内で最古の建物です。しかし平成19年の能登半島地震で大きく破損したために復旧修理が行われ、その際の詳細調査により、建物の来歴についても様々な情報が得られました。



Before



After

## 地域活性化事業の補助

### 【登録有形文化財建造物を活用した地域活性化事業】

登録有形文化財建造物を公開活用して地域活性化を促進するために、保存活用計画の策定や設備整備、耐震対策を行う場合、その事業費の一部を補助しています。

#### Example 1

墨会館 (愛知県)

### モダニズム建築の魅力を地域に伝える

戦後モダニズムの巨匠、丹下健三が設計し、昭和32年に完成しました。地域活性化事業によって当初の意匠を尊重しながら耐震補強を行うとともに、スロープの設置などバリアフリーにも対応して地域に開かれた施設になりました。内部には建物に関する情報も充実しています。



意匠に配慮しながら柱を補強しました。



ホールをイベントで活用しています。

#### Example 2

白川小学校校舎南棟及び北棟 (三重県)

### 学び舎を地域の活動拠点にする

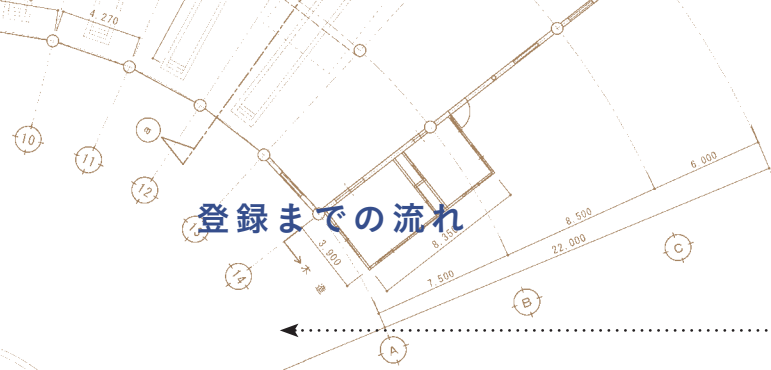
山中の集落にある小学校の校舎で、昭和29年に建設されました。教室や廊下の意匠を損なうことなく耐震補強工事などが完了し、学校校舎としてだけでなく、地域住民の活動拠点としても積極的な活用ができるようになりました。



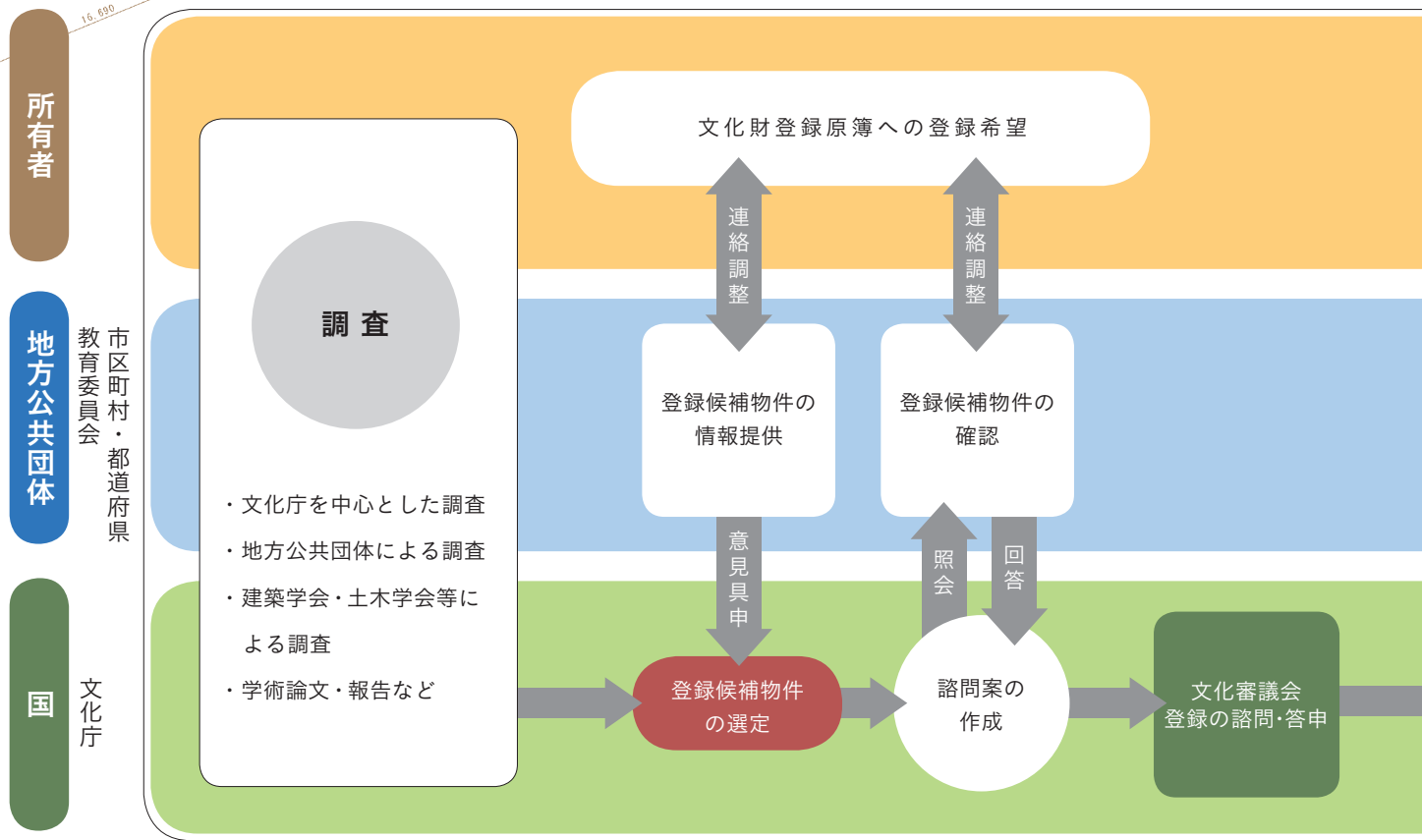
南棟外観



耐震補強工事に現場公開を行いました。



登録まで



### 登録有形文化財建造物の優遇措置

- 【登録有形文化財建造物修理補助事業】  
保存・活用に必要な修理等の設計監理費の2分の1を国が補助  
→ P 5 参照
- 【登録有形文化財建造物を活用した地域活性化事業】  
地方公共団体などが行う地域活性化事業にかかる費用の2分の1を国が補助  
→ P 5 参照
- 【相続税】  
相続財産評価額（土地を含む）を10分の3控除（国税庁通達）
- 【固定資産税】  
家屋の固定資産税を2分の1に減税（地方税法）

### 国（文化庁）からの指導等

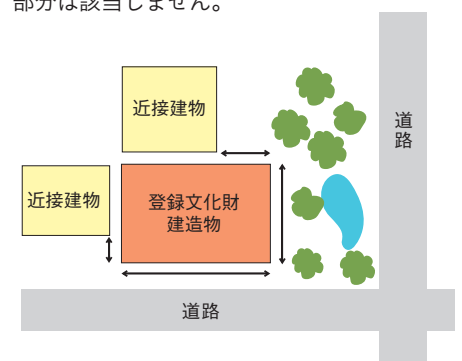
- 管理、修理に関する技術的指導
- 届出のあった現状変更<sup>※</sup>に対する指導、助言又は勧告
- 公開及び公開に係る管理に対する指導又は助言

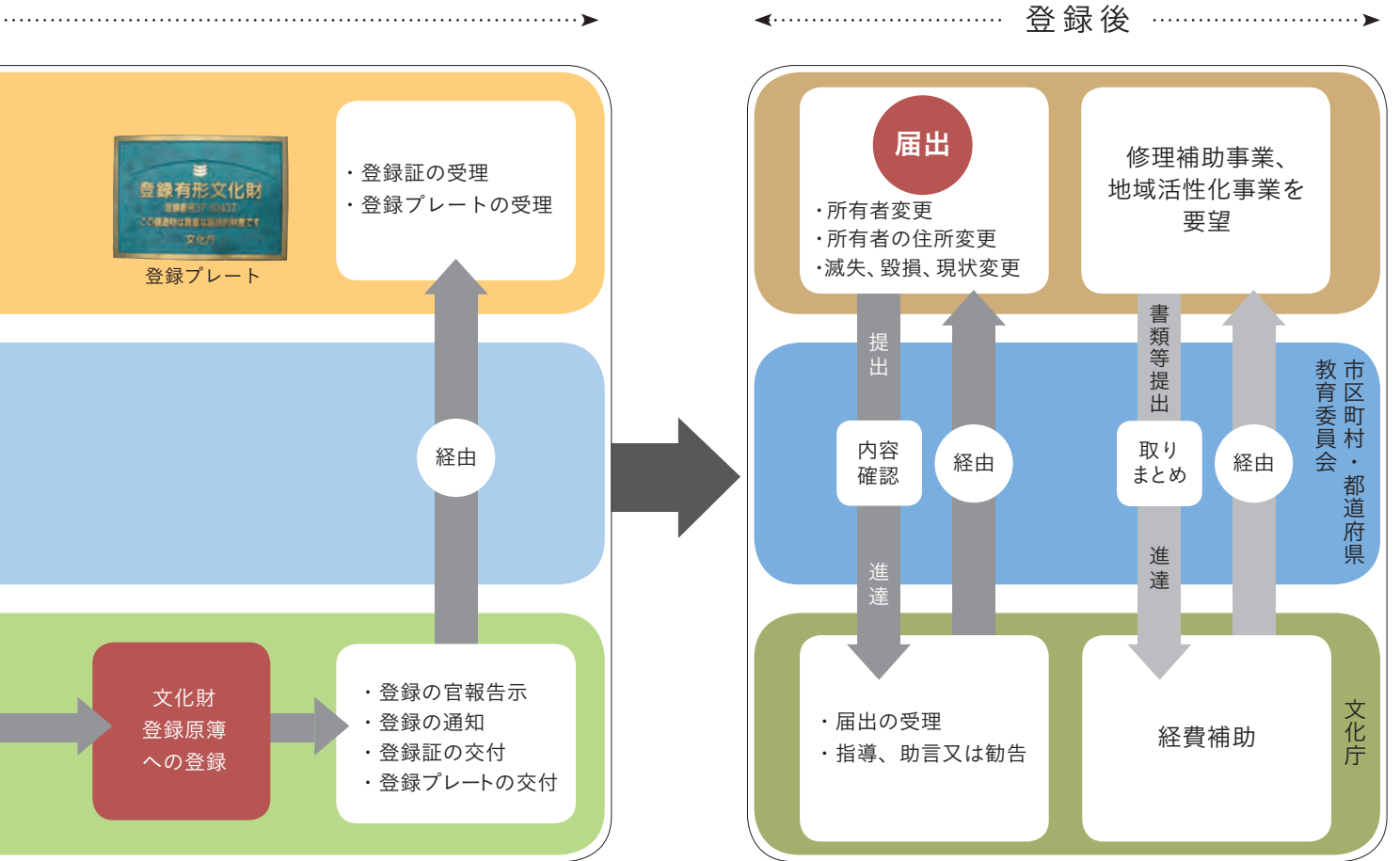
### ※現状変更とは、

現状変更とは、屋根を変える、外壁を変える、間取りを変えるということなどで、基本的に届出が必要です。ただし、変更する規模が小さく、「通常望見できる範囲<sup>※</sup>」の4分の1以下を変更する場合や、また内装に限定した改修などの場合は届出の必要はありません。

### ※通常望見できる範囲とは、

登録文化財建造物のうち、周囲から見える外壁や屋根などの外観を構成する部分が該当します。他の建築物等によって、通常見えない部分は該当しません。





## 届出

### 届出が必要な場合

#### 【滅失】

(滅失の事実を知った日から10日以内に届出)  
登録有形文化財建造物が失われた場合で、具体的には水害による流失や火災による焼失などが該当します。

#### 【毀損】

(毀損の事実を知った日から10日以内に届出)  
登録有形文化財建造物が何らかの原因で破損・損傷してしまった場合です。

#### 【現状変更】

(現状変更しようとする日の30日前までに届出)  
現状変更とは位置や形(形状・材質・色合いなど)を変えようとする行為のことで、登録有形文化財建造物では、移築する場合や、外観を変更する範囲が通常望見できる範囲の4分の1を超える場合などが該当します。

#### 【所有者の変更】

旧所有者は、登録証を新所有者に引き渡します。また、新所有者は20日以内に届出を行います。

### 届出が不要な場合

#### 【非常災害のために必要な応急措置】

非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、または非常災害後に復旧工事として行うものが該当します。

#### 【維持の措置】

登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、形状を変更する部分の面積が外観の通常望見できる範囲の4分の1以下の場合や内装のみを模様替える場合などが該当します。  
また、雨漏りや壁のひび割れといった毀損の補修工事などもこれに該当します。

### 主要な罰則

- 滅失又は毀損した時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合  
.....5万円以下の過料
- 現状の変更をした時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合  
.....5万円以下の過料
- 所有者が変更した時に、新所有者に登録証を引き渡さなかった場合  
.....5万円以下の過料
- 所有者が変更(所有者の氏名・名称変更や住所変更を含む)した時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合  
.....5万円以下の過料
- 登録が抹消になった時に、登録証を文部科学大臣に返付しなかった場合  
.....5万円以下の過料
- 文化庁長官から現状等の報告を求められた時に、報告をしなかった又は虚偽の報告をした場合  
.....10万円以下の過料



# 登録有形文化財建造物に関する法令

## 文化財保護法（抜粋）

### （有形文化財の登録）

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第八十一条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っていないものを除く）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録簿簿に記載すべき事項その他文化財登録簿簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

### （告示、通知及び登録書の交付）

第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による旨の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

### （登録有形文化財の抹消）

第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第五十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第八十一条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前二項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消は、前条第一項の規定を準用する。

6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

### （登録有形文化財の管理）

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を自らに代り当該登録有形文化財の管理の責めに任ずる者（以下この節において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者に、所有者が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があった場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体の法を以て、当該登録有形文化財の保存のために必要な管理、当該登録有形文化財の保存に必要とされる管理、当該登録有形文化財の保存に必要とされる管理（管理責任者又は管理団体を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理は、第二十一条第二項、第二十一条第三項、第二十一条第四項、第二十一条第五項、第二十一条第六項及び第二十一条第七項の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体は、第一項の規定を準用する。

### （登録有形文化財の減失、き損等）

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者は、文部科学省令で定められた日から十日以内に文化庁長官に届出なければならない。）は、文部科学大臣に、当該登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られた旨を報告するものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第二十一条第二項の規定を準用する。

3 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体は、第一項の規定を準用する。

### （登録有形文化財の修理）

第六十二条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第二十一条第二項の規定を準用する。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

### （登録有形文化財の現状変更の届出等）

第六十三条 登録有形文化財の現状変更の届出等（以下この節において「現状変更」という。）は、現状を変更しようとする日の二十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官の届出を届けなければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

### （登録有形文化財の公開）

第六十四条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者の）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に對し、登録有形文化財の管理に關し、必要な指導又は助言をすることができる。

（登録有形文化財の現状等の報告）

第六十五条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に對し、登録有形文化財の現状又は管理し、修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有権移転に伴う登録書の引渡）

第六十六条 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時に、その登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

（文化審議会への諮問）

第六十七条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消

二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消に係る登録書の交付

三 登録有形文化財の抹消

四 登録有形文化財の現状変更の届出等

五 登録有形文化財の公開

### （登録有形文化財等についての国に関する特例）

第六十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形民俗文化財については、第五十七条第一項の規定は、第九十条第二項、第九十一条第一項及び第九十二条第一項の規定を準用する。

2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第九十条第二項から第五項までの規定は、第九十条第三項から第六項までの規定を準用する。

3 第九十条第四項、第九十条第五項及び第九十条第六項の規定は、第九十条第七項の規定を準用する。

4 第九十条第七項の規定は、第九十条第八項の規定を準用する。

5 第九十条第九項の規定は、第九十条第十項の規定を準用する。

6 第九十条第十一項の規定は、第九十条第十二項の規定を準用する。

7 第九十条第十三項の規定は、第九十条第十四項の規定を準用する。

8 第九十条第十五項の規定は、第九十条第十六項の規定を準用する。

9 第九十条第十七項の規定は、第九十条第十八項の規定を準用する。

10 第九十条第十九項の規定は、第九十条第二十項の規定を準用する。

11 第九十条第二十一項の規定は、第九十条第二十二項の規定を準用する。

12 第九十条第二十三項の規定は、第九十条第二十四項の規定を準用する。

13 第九十条第二十五項の規定は、第九十条第二十六項の規定を準用する。

14 第九十条第二十七項の規定は、第九十条第二十八項の規定を準用する。

### （維持の措置の範囲）

第六十九条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、該第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。

一 登録有形文化財が建築物であるときは、登録有形文化財（登録後において現状変更後の原状）の通常見えてきた外観を損なう範囲が当該外観の四分の一（以下この節において「移築の場合を除く」）以下である場合（移築の場合を除く）

二 登録有形文化財が樹木であるときは、樹木の幹の直径が元の直径の四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

三 登録有形文化財が土蔵であるときは、土蔵の壁の厚さが元の厚さの四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

四 登録有形文化財が石造りであるときは、石造りの壁の厚さが元の厚さの四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

五 登録有形文化財が瓦葺きであるときは、瓦葺きの屋根の構造が元の構造と異なる場合（移築の場合を除く）

六 登録有形文化財が木造りであるときは、木造りの柱の直径が元の直径の四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

七 登録有形文化財が土蔵であるときは、土蔵の壁の厚さが元の厚さの四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

八 登録有形文化財が石造りであるときは、石造りの壁の厚さが元の厚さの四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

九 登録有形文化財が瓦葺きであるときは、瓦葺きの屋根の構造が元の構造と異なる場合（移築の場合を除く）

十 登録有形文化財が木造りであるときは、木造りの柱の直径が元の直径の四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

十一 登録有形文化財が土蔵であるときは、土蔵の壁の厚さが元の厚さの四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

十二 登録有形文化財が石造りであるときは、石造りの壁の厚さが元の厚さの四分の一以下である場合（移築の場合を除く）

十三 登録有形文化財が瓦葺きであるときは、瓦葺きの屋根の構造が元の構造と異なる場合（移築の場合を除く）

# 文化庁 文化財部参事官(建造物担当)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL.03-5253-4111(代表) FAX.03-6734-3823



写真協力  
朝日町教育委員会/アトリエR畑亮/沖縄市教育委員会/小野吉彦/亀山市教育委員会/旧五十五嵐邸を考える会/玖珠町教育委員会国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所/佐賀県CSO推進機構/白川町教育委員会/竹田市教育委員会/国立大学法人名古屋大学/函館市教育委員会/波佐見町教育委員会/株式会社文化財工務研究所/株式会社文化財構設計画/堀井麻未(本今井(香林堂))